

旭市動画広告モニター設置管理業務委託仕様書

1 趣旨

旭市では、市からの広報手段の確保及び市への財源を創出するため、市役所本庁舎の待合ロビー等に映像機器（広告表示ディスプレイ）を設置し、待ち時間を活用して動画広告及び市政情報を放映する動画広告モニター事業を実施する。

2 資格要件

入札に参加できるのは、旭市の入札参加資格者名簿の「委託」の大分類(広告・催事)」に登録がある者のうち、次の各号の要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 公告日から起算して過去3年以内に、官公署との本件と同種又は類似するデジタルサイネージの設置・運用及び広告媒体運営に関する業務の履行実績を有すること。
また、当該実績を証明する契約書の写し、注文書の写しその他これに類する書類を添付できること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 掲載する広告について、その内容を審査できる体制が整えられていること。
- (4) 旭市の市税を滞納していないこと。(市税の課税がある場合)
- (5) 旭市から入札参加制限を受けている者でないこと。
- (6) 旭市契約に係る暴力団等排除措置要綱(平成26年旭市告示第37号)に基づく入札参加排除措置を、募集要項公告日から契約の締結日までに、受けていないこと。

3 概要

(1) 件名

旭市動画広告モニター設置管理業務委託

(2) 事業範囲

本事業は、旭市役所本庁舎に行政情報等を放映するための動画広告モニターを設置・運用するもの。事業者の主な事業内容を以下に示す。

ア 動画広告モニターの設置・撤去

旭市役所本庁舎の指定された場所に行政情報・民間広告等の各種情報を提供できるモニター（以下、動画広告モニター）を設置すること。また、契約満了時には機器を撤去し、原状回復すること。

イ 動画広告モニターの管理・運用

画像による情報コンテンツを作成し、動画広告モニターに放映すること。

ウ 保守対応

定期的にモニター等の清掃・メンテナンス・放映確認を行うとともに、機器やシステム等の障害発生時は早急に保守対応すること。

エ 広告主の獲得と広告の作成

事業者独自で所有する広告審査基準で審査・獲得するとともに、動画広告を作成すること。なお、動画広告については「旭市広告掲載基準要綱」の内容に準ずるものとし、放映前に市の承諾を得ること。

オ 事故等

事業者は、設置機器の破損や障害及びそれらに伴う事故等が発生した場合、また、広告内容等について苦情・トラブルがあった場合には、即時に対処すること。

カ 行政情報・動画広告の放映等

行政情報及び動画広告の放映枠数・回転数・管理等については、協議の上決定する。

なお、目安として行政情報枠数の割合は全体枠数の2割以上を想定している。

キ 運用期間等

運用期間は令和8年6月1日から令和13年5月31日までとする。

※最終的な運用開始日は、落札事業者と協議のうえ決定する。

ク 上記業務に係る費用の負担

動画広告モニターの設置・管理運用・撤去費、電気料（年額）〔本庁舎の電気料金単価（円/KWH）×モニターのサイズ毎の定格消費電力（モニターカタログ等の最大消費電力）×1日当たりの稼働時間×23日間×12ヶ月×消費税の年額〕、市政情報及び広告のコンテンツ作成費を負担すること。

(3) 設置機器

ア 映像画面50インチの動画広告モニター=2基

イ コンテンツの管理用端末や通信機器などの動画広告モニター関連機器=一式

(4) 動画広告モニターの設置場所

旭市役所本庁舎(旭市ニの2132番地1) 1階 待合スペースの壁面

(詳細は動画広告モニター設置予定箇所図参照)

※ 設置台数及び場所等については、協議の上変更する場合がある。

4 モニターの仕様等

(1) 放映時間は、原則市役所開庁日の午前8時45分から午後5時までとする。

なお、令和8年4月1日から旭市役所の窓口受付時間は午前9時から午後4時30分となる予定である。

(2) 動画広告モニターは薄型のカラーモニターとし、リモコン操作によるタイマー（電源の自動投入・自動遮断・映像の自動再生）及び音量調整（消音を基本とする）が可能なものとする。

(3) 各モニターの設置方法は壁掛け方式とする。

5 貸借料

(1) 納付額は、市役所庁舎等に係る行政財産の貸借料、消費税及び地方消費税を含んだ通年(1年)の総額とする（ただし、電気料金は別途請求する）。なお、年度途中の契約期間は日割り計算をするものとする。

(2) 貸借料は、年度ごとに市が指定する期日までに、市が発行する納付書により一括納付するものとする（電気料は別途納付）。また、貸借料の消費税相当分について、契約期間中に消費税率の改定があった場合は、改定後の消費税率により算定した額とする（具体的な算定方法は実際に改定があった場合に通知する）。

6 掲示期間中の注意事項

- (1) 掲示期間内であっても、庁舎等のレイアウト変更等により、やむを得ず、本事業の一部または全部を変更・中止する場合がある。
- (2) 市は、事業者の責に帰する理由に基づき、庁舎の利用に不適当な事情が発生した場合は、本事業の一部または全部を中止させることができるものとする。
- (3) 事業者は、事業期間中に事業内容を変更する事由が発生し、機器の移動・撤去・交換等の必要が生じたときは、事業者の負担により実施するものとする。
- (4) 事業者は、事業実施期間が満了したとき、または事業期間中に事業を中止する事由が発生したときは、事業者の負担により速やかに機器を撤去し、原状回復するものとする。

7 設置条件等

- (1) 本件の契約については、地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づく行政財産の貸付となり、契約は民法第601条に基づく賃貸借契約となる。
- (2) 貸付期間は、令和8年6月1日から令和13年5月31日までとする。

8 その他

- (1) 書類提出後の追加及び修正は認めない。また、提出された書類の返却は行わない。
- (2) 映像機器及び広告映像に関する第三者との間に紛争を生じた場合は、事業者の責任及び負担において解決するものとする。
- (3) この契約について、仕様書に定めのない事項または疑義を生じた場合は、発注者と受注者双方の協議により決定する。